



地方都市で弁護士をやることの魅力

栃木県弁護士会 伊藤 一星

1. はじめに

ひまわりへの寄稿は今回で2回目になります。前回の寄稿(21号)では、私が司法修習予定者(66期)だった時に「ひまわり基金法律事務所見学バスツアー(弁護士偏在問題対策委員会主催)」に参加したことがきっかけで弁護士としてのキャリアを地方都市である栃木県宇都宮市でスタートしたことをご紹介させていただきました。今回の寄稿では、実際に栃木県で弁護士登録をしてから現在に至るまでを振り返りながら、地方都市での弁護士業の魅力をお伝えできればと思います。

2. 栃木県や宇都宮市について

栃木県は北関東三県の中央に位置しており、東北新幹線や東北自動車道が通っていることもあって交通の便が良い場所にあります。宇都宮駅から東京駅まで新幹線を使えば約50分で着くため、都内まで通勤通学している方もいらっしゃいます。また、観光地として有名な日光や那須にも宇都宮から車で約1時間で行けるためリフレッシュしやすい環境にあります。

栃木県の人口は186万人で県庁所在地となっている宇都宮市の人口が最も多く51万人となっています。県の中央にある宇都宮市に裁判所本庁があり、真岡支部、足利支部、栃木支部、大田原支部と東西南北に4つの裁判所支部があり、宇都宮市に次いで人口が多い小山市には独立簡裁があります。

宇都宮市という餃子のイメージが強いかと思いますが、実はジャズやカクテルでも有名です。さらに、バスケットボールのBリーグ王者の宇都宮ブレックス、サッカーのJリーグに所属する栃木SC、自転車ロードレースのJプロツアーに参戦する宇都宮ブリッツェンが宇都宮市をホームタウンにしており、スポーツが

盛んな地域ともなっています。

また、私の事務所がある宇都宮駅東口では、一昨年に次世代型路面電車のLRTが国内では75年ぶりに新規開通しました。LRTは高齢化社会の中で自動車に頼らない移動手段として注目されており、全国の自治体から視察が相次いでいると聞きます。

3. 栃木県弁護士会について

栃木県弁護士会の登録者数は2025年10月時点で233名(本庁170名、栃木支部32名、足利支部15名、大田原支部13名、真岡支部3名)となっていますが、宇都宮市に人口が集中していることもあって72%の弁護士が本庁のある宇都宮市で登録しています。

私は東京で司法修習を受けた後に栃木県で弁護士登録をしましたが、東京と比較して弁護士会での人間関係や法曹三者間の距離がとても近いことを感じました。コロナ禍を迎える前は、法曹三者が集まった観桜会やソフトボール大会が毎年実施されており、弁護士会の先輩だけでなく裁判所や検察庁の方々とも交流を図ることができたのはとても良い思い出となっています。

4. 弁護士業務について

前回の寄稿でも触れましたが、司法修習予定者として参加した「ひまわり基金法律事務所見学バスツアー」では、弁護士過疎地域とされている千葉県の銚子市と香取市の法律事務所を見学させていただきましたが、いずれの事務所もその地域に弁護士が1名程度しかいないこともあって、民事・家事・刑事を問わず地域で生じる様々な法律問題が日々舞い込んでいることや、裁判所や市町村からも仕事が続いてくると聞いて、カルチャーショックを受けたことをよく覚え

ています。

そんな経験をさせてもらったことがきっかけで、私自身も2013年に地方会である栃木県弁護士会に登録し、2015年に独立して宇都宮市で事務所を設立するに至りましたが、この間、弁護士として貴重な経験を数多く積むことができました。

具体的にお伝えすると、今でこそ業務の中心は地元の中小企業の顧問業務となっていますが、個人向け業務の交通事故・債務整理・相続・離婚・労働といった一般民事事件については、若手のうちに一通りの経験を積むことができたように思います。また、刑事事件についても、多い時で年間20件を超える件数をこなしていました。刑事事件を多く手がける中では否認事件もありましたが、その中で無罪判決も1件取ることができましたし、少年事件や裁判員裁判の被害者参加も経験させてもらったほか、医療観察法における付添人の経験も積むことができました。裁判所からも破産管財人、成年後見人、相続財産管理人といった仕事を比較的早いうちから振ってもらえるようになり、貴重な経験を積むことができました。

弁護士会の活動では、新人時代は最大で8つの委員会に所属していましたが、会務活動を通じて地域内で生じる様々な法的課題を知ることができました。

高齢者・障害者の権利擁護の委員会の委員長という立場を拝命したこともあり、県や市町村の協議会に出席させてもらう中で専門職として意見を述べる機会も数多くいただきました。関弁連の弁護士偏在問題対策委員会委員としても活動させていただき、管内の弁護士偏在地域への支部等調査を通じて地域司法の実情を知ることができました。弊所の70期代の若手弁護士の中には、法教育の分野などで日弁連の委員



事務所前を走るLRT



事務所のエントランス

をやらせてもらっている者もありますが、若手弁護士であっても早くからそういった役職について活躍することができるのも地方会ならではのメリットかと思っています。

5. 最後に

修習生時代の私もそうでしたが、弁護士として就職するなら東京のような大都市圏だろうと思っている修習生の方は多いと思います。現に最近では一斉登録時点で修習生の75%以上が東京大阪といった大都市での就職を選択しています。

しかしながら、約4万5000人いる弁護士人口のうち、東京を含めた一都三県と大阪・愛知・福岡だけで約3万5000人が登録しており、弁護士は大都市に偏在しています。

そして、地方都市に弁護士の仕事がないかというところ、そんなことはなく、人口数に応じた事件数は各地にそ

れなりにあります。むしろ弁護士数が少ない地方会のほうが若手のうちから1人前の弁護士として頼られる機会も多く、早くから多様な経験を積むことができます。

東京などの大都市圏だけが弁護士の活躍するフィールドではないこと、むしろ地方都市こそ若手のうちから様々な経験ができて弁護士として充実したキャリアを積めることを、修習生や若手弁護士の皆さんには是非知っていただきたいと思います。



地元の花火大会に協賛